

地方税制関係資料

平成 26 年 4 月 24 日

総務省自治税務局

1. 平成26年度地方税制改正

平成26年度地方税制改正について

1 個人住民税

◎ 給与所得控除の見直し

- 給与所得控除の上限について、次のとおり引下げ。

| | 現行 (平成26～28年度分) | 平成29年度分の 個人住民税 ※1 | 平成30年度分以後の 個人住民税 ※2 |
|---------------|--------------------|----------------------|------------------------|
| 上限額が適用される給与収入 | 1,500万円 | 1,200万円 | 1,000万円 |
| 給与所得控除の上限額 | 245万円 | 230万円 | 220万円 |

※1 所得税については、平成28年分について適用。 ※2 所得税については、平成29年分から適用。

◎ 非課税限度額

- 平成26年度分の個人住民税に係る非課税限度額(均等割・所得割)については、現行どおりとする。

2 地方法人課税

◎ 地方法人課税の偏在是正のための措置

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率(国・地方)8%段階において、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税原資化(交付税特会に直接繰り入れ)。

(1) 法人住民税法人税割の税率の改正

道府県民税：5.0%[6.0%] → 3.2%(△1.8%)[4.2%] []:制限税率

市町村民税：12.3%[14.7%] → 9.7%(△2.6%)[12.1%]

(2) 地方法人税の創設

法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)。

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上。
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元。
- これらの改正は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。
- 消費税率(国・地方)10%段階においては、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討。

3 車体課税

◎ 自動車取得税の見直し

- 自動車取得税の税率(一定税率)を以下のとおり引下げ(平成26年4月1日以降)。

| | | | |
|-----------------|---------|---|---------|
| 自家用自動車(軽自動車を除く) | 5%(改正前) | → | 3%(改正後) |
| 営業用自動車・軽自動車 | 3%(改正前) | → | 2%(改正後) |

- いわゆる「エコカー減税」について、環境性能に優れた自動車の軽減割合を拡充(75%→80%、50%→60%)。
- 自動車取得税は消費税率10%への引上げ時(平成27年10月予定)に廃止。

◎ 自動車税の見直し

- 自動車税におけるグリーン化特例の見直し(平成27年度・平成28年度分)
 - ・ 軽課について対象を重点化した上で強化し、重課について新車新規登録から13年(※)を経過した自動車の重課割合を標準税率の概ね15%(改正前 概ね10%)とする。 ※ディーゼル車については11年
- 自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税を、自動車税の取得時の課税として、消費税率10%引上げ時から実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。

- ・ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等についても検討。
- ・ 税率は、省エネ法の燃費基準値の達成度に応じ0~3%の間で変動する仕組み。
- ・ 税収規模は、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政への影響を及ぼさない規模を確保。

◎ 軽自動車税の見直し

- 軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用乗用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引上げ(平成27年度分から)。 ※ 軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用。
 - (例) 四輪の自家用乗用車 7,200円(改正前) → 10,800円(改正後)
 - 四輪の自家用貨物車 4,000円(改正前) → 5,000円(改正後)
- グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課を導入(平成28年度分から)。
- 原付及び二輪車の標準税率を約1.5倍(最低2,000円)に引上げ(平成27年度分から)。
 - (例) 原付(50cc以下) 1,000円(改正前) → 2,000円(改正後)
 - 軽二輪(125cc超~250cc以下) 2,400円(改正前) → 3,600円(改正後)

4 復興支援のための税制上の措置

- 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域における土地及び家屋に係る固定資産税について、評価替えが行われる平成27年度に一般の措置に移行することとし、平成26年度はそれまでの暫定的な措置として課税免除措置を1年延長。

5 主な税負担軽減措置等

◎ 固定資産税の特例措置

- 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を2年延長。
- 耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置を創設。
- 国家戦略特区法に基づく中核事業のうち医療分野における収益性の低い研究開発の用に供する設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設。
- 景観重要建造物のうち世界遺産に登録された一定の固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を創設(世界遺産登録された場合に措置)。
- 公害防止施設・設備に係る固定資産税の特例措置等にわがまち特例を導入。

6 その他

◎ 地方消費税に係る徴収取扱費の見直し

- 消費税率(国・地方)の引上げに伴い、都道府県が国に支払う徴収取扱費を見直す。
 - ・ 譲渡割：既往の1%相当分(社会保障財源分以外) × 0.45%
 - ・ 貨物割：既往の1%相当分(社会保障財源分以外) × 0.50%

◎ 航空機燃料譲与税に係る譲与基準の見直し

- 航空機騒音の評価指標がW値からLdenに変更されたことに伴い、着陸料割の譲与割合を2分の1(改正前3分の1)とし、騒音世帯数割の譲与割合を2分の1(改正前3分の2)とする等の見直し。

7 検討事項等

◎ 消費税の軽減税率制度

- 消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。
このため、今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。

◎ 森林吸収源対策・地方の地球温暖化対策に関する財源の確保

- 税制抜本改革法第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。

◎ 固定資産税の償却資産課税に関する税制措置

- 設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等の政策手段との関係、新たな投資による地域経済の活性化の効果、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討する。

◎ 法人実効税率のあり方

- 法人実効税率のあり方について、引き続き検討を進める。

◎ 県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置

- 個人住民税所得割2%の税源移譲について指定都市所在道府県及び指定都市の間で合意されたことを踏まえ、県費負担教職員の給与負担事務の移譲とあわせて税源移譲を行うこととし、具体的な措置の検討を行う。

※ 本資料には、平成26年度の与党税制改正大綱(平成25年12月12日決定)の記載事項の概要も含んでいる。

2. 地方消費稅

消費税(国・地方)の使途規定

○ 地方税法(昭和25年法律第226号)

(地方消費税の使途)

第七十二条の百十六 道府県は、前条第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。次項において同じ。)に要する経費に充てるものとする。

2 市町村は、前条第二項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

○ 消費税法(昭和63年法律第108号)

(趣旨等)

第一条 (略)

2 消費税の収入については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について(抄)

[平成26年1月24日 総務省自治税務局都道府県税課長通知]

平成25年10月1日に閣議決定された「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」により、消費税率(国・地方)については、本年4月1日より5%から8%へ引き上げることが確認され、地方消費税率についても100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引き上げられることとなりました。

消費税率(国・地方)引上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう。以下同じ。)の財源確保にあることから、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、「消費税込(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その使途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされました。これを踏まえ、国分の消費税込については全額「社会保障4経費」に充てることとされ、また、引上げ分の地方消費税込(市町村交付金を含む。以下同じ。)については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記されました。

地方団体においては、この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税込を全て社会保障施策に要する経費に充て、事務費や事務職員の人件費等には充てないようにするとともに、引上げ分の地方消費税込の上記経費への充当について、国の予算書等も参考に予算書や決算書の説明資料等において明示していただきますようお願いいたします。予算書や決算書の説明資料等における明示の例をご参考として添付しておりますのでご参照ください。

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号)の概要

1. 目的

平成26年4月及び平成27年10月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じるため、所要の法整備を行うもの

2. 概要

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為を取締り、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講ずる。

第3 価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認させないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。

<平成25年10月1日から施行し、平成29年3月31日限りでその効力を失う>

総務省における消費税転嫁対策の取組

消費税率(国・地方)引上げの閣議決定(平成25年10月)以降、消費税転嫁対策に関し、地方公共団体に対して、通知等により適宜に要請

○ 転嫁に関する広報や相談への対応

- ・ 転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報
- ・ 転嫁に関する相談への適切かつ丁寧な対応

○ 歳入・歳出面の対応

- ・ 公共料金等及び公の施設の使用料・利用料金等の改定についての適切な対応
- ・ 消費税率の引上げに伴う影響額についての歳出予算への適切な計上
- ・ 調達等契約事務の適切な運用

○ 消費税転嫁対策特別措置法の遵守

- ・ 地方公共団体が設置する病院において、公正取引委員会から指導される事案が発生したことを受け、消費税転嫁対策特別措置法の遵守を要請

3. 政府税制調査会における法人税改革 (法人実効税率)の議論の状況

世界経済フォーラム年次会議冒頭演説(抄)
～新しい日本から、新しいビジョン～
平成26年1月22日 スイス・ダボス、コンGRES・ホール

(和文)

法人にかかる税金の体系も、国際相場に照らして競争的なものにしなければなりません。

法人税率を、今年の4月から、2.4%引き下げます。

企業がためたキャッシュを設備投資、研究開発、賃金引上げへ振り向かせるため、異次元の税制措置を断行します。

本年、さらなる法人税改革に着手いたします。

(英文)

We must also make the tax system for companies internationally competitive.

We will reduce the corporate tax rate by 2.4% from April this year.

We will also encourage companies to use the cash they have gathered towards capital investment, R&D, and raises in workers' salaries.

To do this, we will put tax incentives into place in a way completely different from before.

This year, we will set about further reform on corporate tax.

政府税制調査会 法人課税ディスカッショングループの開催

- 今後、『法人課税』についての議論をより効率的に行うため、総会の下に『法人課税ディスカッショングループ(以下、法人課税DGという。)]を開催する。
- 法人課税DGにおいては、必要に応じて外部有識者からのヒアリングや事務局からの説明を聴取し、委員及び特別委員間で意見表明・意見交換等を行う。
- 法人課税DGにおいて想定される具体的なテーマ等は、以下のとおり。
 - 想定される議題、テーマ
 - ・ 法人実効税率のあり方
 - ・ 課税ベースのあり方
 - ・ 政策効果の検証
 - ・ 他の税目との関係 等
 - 開催日程
 - 第1回 3月12日(水) : 法人課税の改革にあたっての論点の整理
 - 第2回 3月31日(月) : 課税ベースの拡大(欠損金の繰越控除制度、受取配当等の益金不算入制度)
 - 第3回 4月14日(月) : 課税ベースの拡大(政策税制、加速度償却)
 - 第4回 4月24日(木) : 地方法人課税